## ワーキンググループの設置について

平成28年7月29日 デジタルアーカイブの連携に関する実務者協議会

「メタデータのオープン化等に関するガイドライン (案)」の専門的見地に基づく効率的な作成に資するため、デジタルアーカイブの連携に関する実務者協議会 (以下、「協議会」という。)に、「メタデータのオープン化等検討ワーキンググループ」(以下、「ワーキンググループ」という。)を、以下の通り設置する。

### 1. 構成

ワーキンググループの主査は協議会座長が行うこととし、構成員は主査が指名する。

## 2. 議事及び資料の公開

ワーキンググループの議事概要及び資料は、原則として、公開する。

## 3. 参考人の招致

主査は、ワーキンググループの審議に必要があると認める時は、参考人を招致 することができる。

## 4. 庶務

ワーキンググループの庶務は、国立国会図書館及び文化庁その他の関係府省 の協力を得て、内閣府知的財産戦略推進事務局において処理する。

#### 5. 運営事項

前各項に掲げるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、 主査が定める。

# ワーキンググループの進め方

#### 1. 成果物

メタデータのオープン化等に関するガイドライン(素案)

#### 2. 検討内容

- アーカイブの利活用に向けたメタデータのオープン化、サムネイル/プレビューの流通促進、デジタルコンテンツの拡充と利用条件表示における課題を含む、「デジタルアーカイブの連携に関する実務者協議会 中間報告」記載の課題に係る運用指針
- 上記の他、アーカイブの利活用推進に有益な情報発信に係る運用指針

#### 3. スケジュール

- 構成員決定後、会合を数回(概ね4回程度)開催する。
- 平成29年1月を目処に協議会に成果物を提出する。